報告事項１（意見聴取）

教職員数管理目標の設定について

職員基本条例第３条第３項に基づき定める５年間（令和５～９年度）の教職員数の管理目標について、教育長による専決をするにあたり、委員会に意見を求める。

令和５年１月23日

１－１